

平成 23 年 12 月 19 日  
関西広域連合

## 『広域的实施体制の枠組み（方向性）（案）』に対する意見について

この度、関西広域連合の取り組みや主張を全く考慮しないようなA案が唐突に追記されたことは誠に遺憾。昨年来の協議の積み重ねは何であったのか。

野田総理が再三発言されているとおり、地域主権改革の趣旨を踏まえ「アクション・プラン」で定めた方針に向かって議論を加速すべき。

### （国の出先機関の原則廃止）

- 出先機関の原則廃止は、出先機関の機能や組織を廃止するのではなく、「丸ごと」地方に移管し、地方のガバナンスの下に置くことが主眼。  
⇒（戦前、国家警察の一部であった消防は、戦後、自治体消防に。消防署がなくなったわけではない。）

### I 執行機関の在り方

- 関西広域連合は、構成府県知事が忌憚なく議論する中で、東日本大震災に対する被災地支援などの重要事項の意思決定を行っている。
- 出先機関の移管に伴い、合議制の理事会の採用や、常駐できない連合長に代わり、一定の業務執行権限をもつ「事務総長（仮称）」を設置することについても合意済み。

### II 出先機関の管轄区域と広域的实施体制の区域の在り方

- 区域を先に法定する必要はない。手挙げ方式を定めた地域主権戦略大綱（H22.6 閣議決定）や「アクション・プラン」（H22.12 閣議決定）に反する。

### III 組織の安定性、永続性

- 広域連合からの脱退や解散は、現行制度でも容易にできない。加入すべき具体的な構成団体までを法律でしぼることは、地方の発意に基づく取り組みを定めた地域主権戦略大綱や「アクション・プラン」に反する。

### IV 効果的・効率的な広域行政の推進

- 出先機関原則廃止の目的は、地域における行政を地方自治体が自主的かつより総合的に実施できるようにすることであり、やみくもに広域連合に事務を持ち寄れば良いというものではない。A案では巨大で中央集権的な出先機関を作ることになりかねない。

### V 大規模災害時等の緊急時のオペレーション

- 関西広域連合は、東日本大震災直後における道路復旧など現行の出先機関の手法をそのまま継承し、防災業務計画も引き継ぐ所存。また、国から広域連合に「指示」を行うことで緊急時の対応は可能。万が一の場合には、国が「代行権限」を行使することも可。
- A案の包括的な指揮監督権を大臣に認めよという考えは、機関委任事務の復活を目論むもの。これまでの分権改革の成果を台なしにする。